

造石山寺所の帳簿 (下)

— 筆蹟の観察と記帳作業の検討 —

An Attempt to Reconstruct the Order of Accounts for Building the Ishiyamadera Temple

Based on Graphological Observation and an Examination of Bookkeeping

山 本 幸 男

三 記帳状況

前節では、三月上旬に帳簿作成上の大きな画期があったことを指摘したが、各帳簿の筆蹟を追って行くと、四月から上馬養の筆も認められるように、記帳作業にはこの後もいくつかの画期があったことが知られる。それを、三月上旬までの分も含めて結論的に示すと次の九期になる。

I 期 天平宝字六年正月十六日～二月三十日 II 期 三月一日～十一日 III 期 三月十二日～四月四日 IV 期 四月五日～二十一日 V 期 四月二十二日～六月三日 VI 期 六月四日～二十一日 VII 期 六月二十二日～八月九日 VIII 期 八月十日～十二月下旬 IX 期 十二月下旬～七年六月

I 期は、下道主によって一〇点の帳簿 (C)・(D)・(E)・(F)・(G) の各帳簿と存在の推定される五帳簿。図 5 参照 の作成と記帳がなされた時期、II 期は阿刀乙万呂が記帳の一部を担当し、旧帳から新帳への書き換え (A)・(B)・(E)・(F)・(G) の

各帳簿⁽²⁴⁾とともに新たに(H)雑材并檜皮及和炭用帳が作成され、春季告朔用の実務体制が整えられる時期にあたる。この二期については先にとりあげたので、以下では、表1をもとにしてⅢからⅩ期の記帳作業の状況について検討を加えることにしたい。

(1) Ⅲ期（三月十二日～四月四日）

Ⅱ期から始まった下道主（甲筆）と阿刀乙万呂（乙筆）による記帳作業は、ここでも継続するが、帳簿によっては筆の片寄りが見られる。表3は、各帳簿への記帳回数をまとめたものである。これによると、Ⅲ期の場合、(D)解移牒符案・(E)雑材并檜皮和炭用帳・(G)雑物用帳では乙筆の方が記帳回数が多くなっているが、(C)食物用帳・(H)雑材并檜皮及和炭用帳では甲筆が大半を占め、(A)造寺料銭用帳・(F)鉄充并作上帳では乙筆は認められなくなる。

表4に示した帳簿別の記帳内容を見ると、(C)・(H)では乙筆は甲筆の補助的な役割を果たすに過ぎないが、(D)・(E)によれば、乙筆は造営現場に木材を提供する山作所との交渉に責務を負っていたようである。この点は、(G)において甲筆が仏殿造営の料物下充を記すのに対し、乙筆が山作所領や雑工の料物下充を記すという対照的な記帳傾向からも窺うことができる。それは乙筆、すなわち阿刀乙万呂が、石山に外向して政所に赴くまでの間、田上山作所領を勤めていた関係で作材現場の事情に通じていたからであろう。その乙万呂の筆が(A)・(F)で見られないのは、一部の記帳にとどまる(C)とともに、下道主の管理下に置かれていたためと思われる。旧帳から新帳への書き換えはともかく、実際の銭・鉄・鉄製品・食料雑物の出納記帳には乙万呂の関与を避けるというのが、この期の方針のようである。換言すれば、乙筆が多いほど道主にとっては重要度の低い帳簿ということになるだろう。

表3 三筆(甲・乙・丙)の各帳簿への記帳回数 (()内は百分率)

	筆	(A)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	計
Ⅲ期 (3月12日 4月4日)	甲	18(100)	44(89.8)	11(34.4)	18(47.4)	5(83.3)	9(45)	5(62.5)	110(64.3)
	乙	0	5(10.2)	21(65.6)	20(52.6)	0	11(55)	3(37.5)	60(35.1)
	丙	0	0	0	0	1(16.7)	0	0	1(0.6)
Ⅳ期 (4月5日 4月21日)	甲	0	4(10.2)	0	0	3(25)	4(8)	2(18.2)	13(7.9)
	乙	0	1(2.6)	9(47.4)	1(7.1)	0	0	0	11(6.7)
	丙	20(100)	34(87.2)	10(52.6)	13(92.9)	9(75)	46(92)	9(81.8)	141(85.4)
Ⅴ期 (4月22日 6月3日)	甲	17(65.4)	60(88.2)	14(38.9)	19(79.2)	4(80)	30(96.8)	10(66.7)	154(75.1)
	乙	9(34.6)	8(11.8)	22(61.1)	5(20.8)	1(20)	1(3.2)	5(33.3)	51(24.9)
Ⅵ期 (6月4日 6月21日)	甲	0	2(6.5)	2(66.7)	0	1(11.1)	0	0	5(6.3)
	乙	2(22.2)	0	0	0	1(11.1)	3(27.3)	0	6(7.5)
	丙	7(77.8)	29(93.5)	1(33.3)	7(100)	7(77.8)	8(72.7)	10(100)	69(86.2)
Ⅶ期 (6月22日 8月9日)	甲	29(80.6)	72(62.1)	10(37)	5(100)	29(100)	28(62.2)	17(94.4)	190(68.9)
	乙	7(19.4)	44(37.9)	16(59.3)	0	0	17(37.8)	0	84(30.4)
	丙	0	0	1(3.7)	0	0	0	1(5.6)	2(0.7)

(注) 本表は、表1より主文(「又」主文も含む)の記帳回数を集計したものである。同一主文で2筆が交る場合、主文と「右」記事で筆が代わる場合は、それぞれ1回の記帳とした。なお、甲は下道主の、乙は阿刀乙万呂の、丙は上馬養のそれぞれ筆である。

造石山寺所の帳簿（下）

表4 Ⅲ期における甲・乙兩筆の記帳項目

	記帳項目	甲 筆		乙 筆	
		3月	4月	3月	4月
(C)	常食料	17	3		2
	田上山作所料	9	1		1
	作材漕運料	3		1	
	檜皮採運料	4		1	
	半食料（雑工・仕丁）	1		1	
	仏殿檜皮可葺様料		1	1	
	借上寺奉充	1			
	渤海大使奉充	1			
(D)	解案	1		5	1
	牒案			3	
	符案（山作所領宛）	5		7	1
	符案（甲賀運材領宛）	2		1	
	符案（その他宛）	1			
	啓案			1	
	東大寺鑄工召文案		1		
	大般若経所請文案			1	
大般若経所解案			1		
(E)	自立石山	2		4	
	自田上山作所	6		7	3
	自大石山	7			1
	自猪名部枚虫所			1	
	自勝屋主所		1		
	額田部馬万呂焼和炭	2		1	1
	買検納			1	
(G)	固仏殿料	6	2	1	2
	葺金堂檜皮料				1
	木工料	1		1	
	雑工料			1	
	作雑鉄物料			1	
	借充上寺	1			
	遣山作所木工料			1	
	山作所領料			1	
(H)	雑釘作料	5		2	1

(注) (A) 造寺料銭用帳・(F) 鉄充并作上帳では乙筆はなく、甲筆のみ。(D) 解移牒符案の解・牒・符・啓案は、造石山寺所のものである（表5、表6も同じ）。

(2)Ⅳ期(四月五日～二十一日)

この期の特徴は、上馬養(丙筆)が記帳に加わることである。(F)鉄充并作上帳では四月二日条に丙筆が見えるが、記帳が本格化するの五日からである。この日をもってⅣ期の開始とした。表1からすれば、(A)造寺料錢用帳は甲筆が、(A)下銭帳・(C)食物用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)雑物用帳・(H)雑材并檜皮及和炭用帳は丙筆がそれぞれ担当し、(D)解移牒符案は乙筆・丙筆の共同記帳ということになるだろう。しかし、甲筆の担当する(A)の場合は、丙筆の(A)と内容が類似し、四月七日～二十日の各条の領位置には、丙筆の上馬養が朱で名のみを自署する特異な形をとっている。

(A)下銭帳は、冒頭に「自奈良請米^總收納^{六年四月}九日收納錢壹拾貫^{使申寶深方呂物部務方呂}」(十五ノ四五七)と記し、四月九日～二十日の下銭を書き留める帳簿で、十五日条までは「右」記事を持たない主文(「又」主文)／位置(主典・領)の書式をとり、十六日条以降は位置は領のみで、十八日と二十日の各条ではその位置も省略されている。(A)造寺料錢用帳の四月七日～二十日の各条と比較すると、七日条と後筆と見られる朱での書き込み記事を除けば、(A)の記事はいずれも(A)に認められるが、(A)の十五日～十九日の各条には、(A)に見られない雇工・雇夫らの人別功錢や借錢の下充が記されている。記事内容は(A)の方が豊富であるが、雇工・雇夫らの功錢については、(A)の五月七日条で、「四月中雇役工并夫等功」(十五ノ四五二)として七貫七八九文が一括して下充されたことになっている。(A)では、この四月に限らず雇工・雇夫らの功錢は一ヵ月単位で一括して記されており、三月と五月の場合は「但來名在別卷」(三月三十日、五月二十七日各条。十五ノ四四二、四四七)とあって、人別の功直を記した巻物(帳簿)をもとに集計されていたことを伝えている。この四月分には「別卷」の注記はないが、(A)の方に人別の功直錢が書き上げられていることからすると、当月分に関しては、(A)を参照し集計されていたのではないかと思われる。勿論、その場合、四月七日～二十日の間に書き手を異にする同内容の用錢帳が二点作成されていたとは考えがたいので、その記事の豊富さから推して、(A)

の方が先に作成され、それをもとに(A)の当該各条の記帳及び功直銭の集計がなされたものと見られる。三月七日条から主文(「又」主文)／「右」記事／位署の書式をとる(A)が、四月七日(二十四日の間に限って(A)のように「右」記事をとほとんど記さなくなるのも、右の見方を支持するであろう。(A)の当該期間の記事が甲筆によって記入されるのは二十一日から二十四日にかけてと見られ、記帳後、(A)の作成者上馬養が各条を検校し、位署部分に朱で自署を加えたものと思われる。⁵⁶従って、この期の記帳作業には、五日と二十一日を除けば甲筆は加わっておらず、(D)解移牒符案を除く六帳簿は丙筆によって記帳がなされていたわけである。となると、丙筆が何故に直接(A)に記帳しなかったのかが問題になるが、再び丙筆が登場するV期では別帳は作成されず(A)に記帳を行なっているので、とりたてて丙筆を遠ざけていたのでもなさそうである。恐らく、このとき記帳作業から離れていた下道主(甲筆)の手元に、何らかの理由で(A)が保管されていたからであろう。

上馬養が造石山寺所へ出向を求められたのは、「経所他田上案主等」宛てに出された正月二十三日付造石山寺所告文案(D)、十五ノ一四二(一四三)において、経師八人の召集に付して「右件経所奉始二月八日宣承知状上件人等手階類／経師七八人許率引参上可告知但上馬甘者司許／者二月三日以前参上」との指示が記されている。このとき馬養は、他田水主とともに造東大寺司の経所(写経所)にあって案主を勤めており、二月八日から開始予定の写経(大般若経一部六〇〇巻書写)のために同月三日以前の出向を要請されたわけである。しかし、造石山寺所の正月の上日報告では、馬養の項に領としての上日七が記されており(表2参照)、右の告文が出された正月二十三日には既に造石山寺所に出仕していたようである。造石山寺所での馬養は、正月二十八日付造石山寺所解案(D)十五ノ一四五(一四六)で奈良への上日報告を付託されるなど、写経以外の実務にも従事しているが、正月二十五日から二月五日にかけて経堂・経師房・盛殿料の雑材が収納され(D)・(E)、二月七日に釘が下充されて(G)、写経施設の建築が始まると、奉写石山院大般若経所の案主として写経準備に専従したものと見られる。書写作業は十一日から開始されたく、

馬養の筆と思われる石山院大般若經充本帳（続々修十八ノ二、五ノ一〇七〜一一〇、四五七〜四五八）は、この日から記帳が始められている。⁽⁶⁰⁾

では、このような馬養に、造営関係の帳簿が何故に委ねられたのであろうか。造石山寺所の上日報告によると、この四月の下道主の上日は一九で、全日上日して二九であるから一〇日間の欠、阿刀乙万呂の場合は二二の上日で七日間の欠となっている（以上、表2参照）。記帳状況から推して道主は六日〜十九日の間、乙万呂は十六日〜二十五日の間、順次その欠日分、造石山寺所を離れていたのであろう（表1参照）。それは、石山に赴任以来、皆勤状態にあった道主と乙万呂が、四月に入って相次いで休暇を申請し承認されたためなのかもしれない。しかし、後述（ⅴ期）のように、六月においてもこの四月とほぼ同じ日程（四日〜二十一日）で上馬養が記帳を担当し、道主と乙万呂も七日・一五日と造石山寺所を離れていること、道主の場合は八月・九月、乙万呂は八月にも上日が大幅に減少している（以上、表2参照）ことを勘案すると、それは休暇ではなく公務による出張、すなわち彼らが所属する奈良の造東大寺司で、何らかの職務に従事するためのものではなかったかと推測される。その職務とは、道主の場合は、三月三十日付造石山寺所解（案）（春季告朔）（続修後集三十四、五ノ一六三〜一八七）の持参と記事内容の問対への参加⁽⁶¹⁾、乙万呂の場合は、三月二十五日の因八麻中村宣による御鏡四面鑄造の料物が、四月十五日付造石山寺所解案（D）、十五ノ一八九）で造東大寺司鑄物所に送付されたことにもなう出向の可能性があるが、いずれも詳細は不明とせざるをえない。

先の充本帳によると、三月二十八日まで大般若經の二二帙分（いずれも一帙に一〇巻入り）の本経（底本）が充てられ、翌二十九日に二人の経師に二帙分の本経が充てられたあとは、八月五日まで充本記事は見えなくなる。従って、上馬養に造営関係の帳簿が委ねられたころには、写経の方は一段落に向い、馬養の職務にもやや余裕が生じていたようである⁽⁶²⁾。馬養は、天平宝字元年（七五七）〜五年の写経事業で案主を勤めるなど記帳実務に習熟していたので、下道主には信を置くに値する人物であったと思われる。

造石山寺所の帳簿（下）

表5 V期における甲・乙両筆の記帳項目

	記帳項目	甲 筆			乙 筆		
		4月	5月	6月	4月	5月	6月
(A)	木工・夫等料（粉酒）	2	1		1	2	
	様工料	2					
	月中雇役人功料		2			1	
	田上山作所料		1			1	
	租米使道路間料					1	
	優婆夷頼給料		1				
	5月5日料					1	
	鎮祭料			1			
	食料雑物・雜器料	3				3	
	檜皮料	1					
小船1隻料		1					
(C)	常食料	6	28	4	1		
	田上山作所料	1	3		1	1	
	半食料（木工・仕丁）	1	3		1		
	仕丁月料	1	4			1	
	様工料	1					
	木工等頼給料		1				
	芹漬料		2				
	写書食料借下充	1					
	主典所借請米報納		1				
	別当家奉充		1				
	借充主典田作岡田						1
借充上寺	1	2	1				
(D)	解案		5		1	4	
	牒案					4	2
	符案（山作所宛）	1	3			1	
	返抄案	1	2		2		
	上日案				1		
	大般若経所解案		2				
	大般若経所牒案				1	1	
	大般若経所請文案					1	
	造東大寺司牒案					1	
	造東大寺司請文案	1					
(E)	自田上山作所	4	2			3	
	自甲賀山作所				1		
	自大石山	4					
	自高嶋勝屋主所					1	
	額田部馬万呂焼和炭	3					
	雇夫令採	4					
(H)	作釘料	1					
	作高坐肱金物料	2					
	作長押釘料	1					
	作庄厩料					1	
	葺仏堂料					1	
	葺僧房料					3	
	付物部根万呂	4	2				

(注) (F) 鉄充并作上帳・(G) 雜物用帳では、乙筆はそれぞれ1件だけであるので表示しなかった。

(3) V期(四月二十二日～六月三日)

四月二十日、二十一日に上馬養(丙筆)から下道主(甲筆)に引き継ぎが行なわれたあと、二十二日から六月三日にかけて、記帳は再び道主と阿刀乙万呂(乙筆)によって進められている。ただし、乙万呂は造石山寺所をⅣ期の後半に離れた関係で記帳への復帰はやや遅れ、二十六日になってからのようである(以上、表1参照)。この期の各帳簿への記帳状況を見ると(表3参照)、Ⅲ期に比して乙筆の占める割合が低下していることが知られる。帳簿別に見ると、(C)食物用帳・(D)解移牒符案・(H)雑材并檜皮及和炭用帳では多少の増減があるものの記帳機会はほぼ同じ傾向にあり、(A)造寺料錢用帳・(F)鉄充并作上帳でも記帳が認められるようになるが、(E)雑材并檜皮及和炭納帳では甲筆に比重が移り、(G)雑物用帳では乙筆がわずかに一例だけという結果になっている。つまり、(D)以外の六帳の記帳は甲筆すなわち道主が中心となり、表5に示した記帳内容から見ても、乙万呂は補助的な役割を果たすにすぎなくなるのである。ただ、このⅤ期の場合、五月になると(E)・(F)・(G)・(H)の記事そのものが少なくなる(表1参照)という事情も考慮しておく必要がある。

それは、五月一日付造石山院所符案(D)、十五ノ一九八)で山作所の作物停止が命じられたことと関連する。この停止命令の理由は明らかではないが、造営現場にもそれが出されたらしく、奈良に消息を伝える五月四日付石山院解案(D)、十五ノ一九九(二〇一)では、「依作物暫停止」として長上船木宿奈万呂と木工六人に上日を副えて向かわせる旨が記され、さらに益田大工、禅意師所と木屋坊の銅工、鍛冶司と造兵司の人々、木工・土工らの動向も載せられている。五月の上日報告によると、長上は八、木工は穂積河内だけが一五と多いが、他の七人は七〇九となっており、停止命令が遵守されていたことを伝えている。しかし、造営現場の作物は六月に入ると再開され、この月の上日は長上が二三、木工の方は、阿刀兄万呂の一二を除けば残る八人は二四〇二九の上日となっている(以上、表2参照)。こうした作物の一時停止の結果、阿刀乙万呂はⅢ期でのような特徴的な役割を果たせなくなり、(E)・(G)での記帳回数

減少したものと思われる。ただその中で、五月五日～十一日の限られた期間とはいえ、(A)に記帳を行なっている（表1、表5参照）のは、政所業務の遂行を通して道主からの信任が厚くなってきた証左といえるだろう。

(4)Ⅵ期（六月四日～二十一日）

造営現場の作物が再開されて間もないころの六月四日から、記帳は再び上馬養に委ねられることになる。前記のように、今回もⅣ期と同じく二十一日までである。このⅥ期の馬養は、(A)造寺料銭用帳にも記帳を行なっているが、(D)解移牒符案の場合は、五日から二十日にかけて雑公文が作られなかった関係からか案文はなく、馬養一人に託されたのかどうか定かでない。六月の上日と記帳状況から推して、下道主は六月五日～二十一日の間に七日間、阿刀乙万呂の場合は六月八日～三十日の間に一五日間、それぞれ石山を離れていたものと思われる（表1、表2参照）。

上馬養の方は、四月に大般若経の書写が一段落したあと観世音経一〇〇巻の書写に従事していたらしく、(C)食物用帳の六月二十一日条に見える米一斛・末醬一升の下充について「右奉写観世音経々師料借用并奉造并画師及仏工料充経所^{付信}」（十五ノ四二七）とあり、経所（奉写大般若経所）から借用された観世音経料が返済されている。また、このとき経所に充てられた「奉造并画師及仏工料」とは、観世音菩薩一軀・神王二柱の料と考えられるので、馬養のもとでは造仏も行なわれていたようである。といっても、それは六月に入ってからのもので、造石山寺所の上日報告では、同月になってはじめて仏工と画工の姓名が記されるようになり（表2参照）、同月二十一日付造石山院所解案（D）、十五ノ二二五）では「以^{仏工}画師并木工等常食料」が請求されている。八月二十七日付造石山院所解案（統修三十七、十五ノ三三五～二四〇）、統修二十九、十五ノ二四一～二四二）によれば、観世音菩薩一軀と神王二柱の造捻は五年十一月十七日から始まり六年七月五日に終了している。従って、上日報告に見える仏工・画師は、六月になって造石山寺所の管下に入ったわけで、それ以前は石山院にあった造仏機関に所属していたものと思われる⁶⁶。恐らく、五月初の作物

停止命令にもなつて造仏機関が解消された関係で、作物再開後は仏工・画師らが奉写大般若経所に配されたのであらう。写経と造仏に加え、造営関係の帳簿を託されたこのⅥ期の上馬養は、相当繁忙になっていたと見られる。

(5)Ⅶ期(六月二十二日～八月九日)

六月二十一日ごろに上馬養(丙筆)から下道主(甲筆)に引き継ぎが行なわれ、記帳は再び道主と阿刀乙万呂(乙筆)に担当されることになるが、今回も乙万呂が記帳に加わるのはやや遅れ、七月一日からのようである(表1参照)。この期の記帳状況を見ると(表3参照)、Ⅶ期に比べて乙筆の割合が高くなっている。これは、(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳・(H)雑材并檜皮及和炭用帳では見られなくなるものの、(C)食物用帳・(G)雑物用帳での記帳機会が大幅に増えていることによる。記帳内容には、この期もこれといった特徴は見出せない(表6参照)が、(D)解移牒符案において乙筆が相変わらず高い記帳率を保っているのは、当初からこの帳簿の作成に中心的役割を果たすよう求められていたからであろう。料物の出納をとまわず発給文書案の記入に終始する(D)の場合は、下道主にとって他者に託しやすい帳簿であったわけである。

(H)では七月二十二日条以降十月一日条(この日で終了)まで記事が見えなくなり、(F)では八月三日条を最後に閉じられるのは、前年の十二月十四日から開始された石山寺の増改築工事が八月五日をもって終了するためであろう。七月二十三日、二十八日以降の記事をそれぞれ欠失する(E)と(G)の場合も、八月五日までに主要な記帳を終えるか、帳簿そのものが閉じられるかしていたものと思われる。この期では、六月三十日付で夏季告朔が作成され奈良へ送られていたはずだが、道主・乙万呂とも七月の上日は全日の二九となっている。それは、上日が五と記されている上馬養(以上、表2参照)に託されたのかもしれない。

造石山寺所の帳簿（下）

表6 VII期における甲・乙両筆の記帳項目

	記帳項目	甲 筆			乙 筆		
		6月	7月	8月	6月	7月	8月
(A)	雑工・仕丁等料		3			2	
	様工料	1					
	月中雇役人功料		1				2
	租米使等道路間料		2				
	雑材漕運料		2	1			
	食料雑物・雑器料	3	2	1		2	
	漆・墨・墨縄料		5				
	薬料		4				
	檜皮料	1					
	和炭料		1				
	神祭料			1			
蘭盆供養料					1		
返済		1					
(C)	常食料	9	20	3		10	8
	常食料（彩色所・仏工）	3	19			4	
	半食料（木工・絵師）	1	1				
	仕丁月料					2	
	様工料	1					
	雑工・仕丁料		5			2	1
	頓給料	1				1	
	雑材漕運料		1			1	
	仏堂塗料	1					
	白土能理汁料					2	
	別当進上料		3				
借充上寺	1	3	1		6	2	
給下道主		1					
(D)	解案		1	2		8	
	牒案		2			1	
	返抄案		1			2	
	上日案	1					
	勘注文案					1	
	注記	1					
造東大寺司牒案					1		
(G)	仏堂料	1	10			3	
	鍾樓料	2	4				
	板殿料		2			1	
	経蔵料		1			2	
	板倉料					1	
	椎屯倉料					1	
	雑鉄料	1					
	塗雜釘料					1	
	木工墨縄料					2	
	公文作料					1	
	為結仏御供養		1				
	経所仕丁料		1				
	不明	1	2			2	

(注) (E) 雑材并檜皮及和炭納帳・(F) 鉄充并作上帳・(H) 雑材并檜皮及和炭用帳では甲筆のみ。

(6) 圃期 (八月十日〜十二月下旬)

増改築工事 (造営) が終了する八月五日以降も、(A) 造寺料銭用帳・(C) 食物用帳・(D) 解移牒符案・(H) 雑材并檜皮及和炭用帳の記帳は継続されるが、十日になると(I) 米売価銭用帳 (第二札)、十二日からは(J) 写経所食物用帳の記帳が新たに開始される。

(I) 米売価銭用帳 (第二札) は、石山院写経所 (奉写大般若経所) の白米等を米価等の季節変動を利用した売買操査で得た銭の下充を記録したものとされている。⁽⁷⁾ (A) 造寺料銭用帳を見ると、六月十九日条以降、料銭が不足してきた関係で他の用途銭からの借用が始まり、下銭額の下に「経所仕丁功料内」「穂積河内之銭内」「銅工功内」「雑用内」(十五ノ四四八〜四五〇) などと注記されるようになる。そして、七月二十日条からは、写経所の白米を売った価直銭をさす「経料白米売価内」「経所白米価内」「経所米売価内」(五ノ三六五〜三六七) からの借用が目立つようになるが、それが八月十日条をもって終わっているのは、この日から(I)の記帳が始まるからであろう。つまり、(I)は、これまで(A)に記されていた写経所白米の売価銭からの借用下充を独立して記録するために作成された帳簿と見ることができよう。⁽⁸⁾ (I)の冒頭の題目「米売価銭用帳」の下に「第二札」(五ノ二六六)とあるのは、(A)を第一帳とした上での記述と理解できるだろう。⁽⁹⁾

この(I)に二日遅れて記帳の始まる(J)写経所食物用帳も、(C)食物用帳と密接な関係を持つ。(C)の記事を追って行くと八月十一日条まで各条に記されていた常食料の下充が十二日条から見えなくなり、借米の返済等の記事のみとなるのに対し、十二日から始まる(J)では、各条に常食料の下充が記録されているからである。この場合は、(C)の中心記事が(J)に受け継がれたことになる。その(J)の題目「経所食口始^{八月}」(十五ノ四七二)に「経所」が冠され、阿刀乙万呂の筆で記帳が始まる(表1参照)のは、八月五日をもって石山寺の造営が終了し、八日もしくは九日に雑材(残材)一三・一五物の奈良への漕運契約が終了らとかわされると、下道主と阿刀乙万呂の主要な任務が終わり、当時なお活動を

続けていた写経所の業務に参加したからであろう。写経所の米売価銭の下充を記録する(I)米売価銭用帳が下道主の筆で始まる(表1参照)のも、こうした事情によるものと思われる。その意味で(I)の始まる八月十日は、これまで執務内容を異にしていた道主・乙万呂と上馬養が共同で写経所の業務を開始し出した日と見なせるわけで、記帳実務面においても一つの画期を迎えることになる。Ⅷ期の開始をこの日に求めた所以でもある。

写経所では、四月～七月の間に観世音経一〇〇巻の書写が行なわれたあと、八月五日からは大般若経の充本が始まり、休止状態にあった大般若経一部六〇〇巻の書写が再開されることになる。また、石山務所宛ての八月十一日付安都雄足雑物進下状(C)背、十五ノ四七〇ノ四七二)では、画師二人・経師一人料として画師一副・画帳一条・浄衣三具が進下され、「早速欲令奉始但所用供養物者／彼司用代後日随用依員服納」との指示が出されて新たな造仏と写経も開始されている。九月十六日付石山院造仏并写経用物文案(D)、十五ノ二四四ノ二四五)によれば、それは阿弥陀仏像(絵仏)の造作と法華経一部八巻の書写のようであり、奈良に消息を伝える同月十四日付石山院奉写経所解案(D)、十五ノ二四三ノ二四四)では、仏像を納める櫃と経師の布施のことが記されているので、この十四日以前には造仏・写経とも終了していたものと見られる。写経所に移った下道主と阿刀万呂が、(I)・(J)以外の写経・造仏関係の帳簿の作成に関与したのかどうか定かではないが、九月になって上馬養が石山を一三日ばかり離れるようなときには、当月を全日上日する乙万呂(以上、表2参照)が馬養に代わって記帳を担当していたのであろう。

Ⅷ期の記帳状況を見ると、(C)食物用帳は八月二十三日条、(A)造寺料銭用帳は十月六日条で主要な記事が終わり、(I)米売価銭用帳は九月二十四日条を最後に記事が欠失し、(D)解移牒符案も記帳機会が減少する。それ故、日ごとの記事を書き継ぐ(J)写経所食物用帳を中心とした考察になるが、執務内容を同じくしていた下道主・阿刀乙万呂・上馬養は記帳の分担を行なっていたらしく、八月十日～十九日、九月十八日～十月十七日、十一月二十六日～十二月十一日は道主が、八月二十日～九月十七日、十月十八日～十一月二十五日は馬養がそれぞれ記帳の中心になり、乙万呂はその

補助的な役割を果たしていたようである(表1参照)。上日報告によれば、八月は道主が九日、乙万呂は六日、九月は馬養が一日、道主は一日、十月は道主が四日それぞれ石山を離れている(表2参照)ので、こうした彼らの勤務状態が右のような役割分担を生み出したのであろう。

石山院大般若経充本帳によると、本経の充当は十一月十九日が最後になっており、書写作業は同月下旬には終盤に入ったものと見られる。そして、十二月初には、書写済み経巻の仕上げの装潢作業も終了し、十二月五日付石山院請経文案(D)、十五ノ二五〇)では完成した大般若経六〇〇巻と理趣分一卷が奉請され、同月八日付石山院経櫃経机等進送文案(D)、十五ノ二五一〜二五二)では大般若経の本経並びに残紙・経机などが、同日付石山院解(D)背、五ノ二八八)では仕丁・領舎人らがそれぞれ進上されている。(J)写経所食物用帳は、十二月十二日ごろの記事で終わっている。写経所の活動もこの日をもって停止したのであろう。上馬養は、五日に行なわれた大般若経・理趣分の奉請に同行して石山を離れたらしく、奈良の写経所で行なわれた灌頂経一二部一四四巻書写の関係帳簿の位置に、六日からその姓名が見えている。⁽⁷⁵⁾ 下道主の方は、残務整理に従事し、十二月十五日付石山院解(続々修四ノ二十一裏、五ノ二八九〜二九〇)では「但道主板写公文未了ノ加以雜散殿々物等一殿收置十日以来将参上」為板写公文読合并経所食口抜出二箇日ノ阿刀乙万呂所請如件」とあって、阿刀乙万呂とともに今しばらく石山に留まるが、右の灌頂経書写関係帳簿では二十四日条から位置に道主の名が見え出すので、この日以前に奈良に戻ったものと思われる。公文の読み合わせや食口の抜き出しに関与した乙万呂も、道主と行動をとみにしたのであろう。

こうして、正月十六日ごろから始まった石山での記帳実務は終了し、(A)〜(H)の造営関係の帳簿と(I)・(J)の写経所用の帳簿は、最後まで公文類の整理に従事していた下道主によって奈良に持参されたものと思われる。

(7) Ⅹ期（十二月下旬～七年六月）

(C) 食物用帳は閏十二月二十九日条を、(A) 造寺料銭用帳は七年正月三十日条をそれぞれ下道主（甲筆）によって記され終了する（表1参照）が、(D) 解移牒符案の方は七年六月まで書き継がれている。記事内容は、信楽殿の壊漕費用に関する精算、残物の進返に関する勘注、近江国愛智郡の天平宝字四年料租米徴収の報告などで、造石山寺所の残務整理が、奈良に戻ってからも、灌頂経や大般若経などの書写実務に従事する道主⁷⁷によって継続されていたことが知られる。その(D)も七年六月十六日付造石山院所解案（D）、五ノ四四五～四四六⁷⁸をもって終了するが、この(D)と右の(A)・(C)、それに(F) 鉄充并作上帳、(H) 雑材并檜皮及和炭用帳・(J) 写経所食物下帳の最後の記事が、いずれも下道主の筆である（表1参照）ので、記帳を終えたあととは道主の手元に置かれていたものと思われる。尾欠となっている他の三帳簿も同様に見なせるとすれば、これら造石山寺所関係帳簿の伝来には、下道主の動向が大きな影響を与えていたことになる。

(8) 小結

以上に見たⅢ～Ⅹ期の記帳状況の検討より確認される点をまとめると、次のようになる。

(一) 旧帳から新帳への書換えにともなって記帳実務に採用された阿刀乙万呂に、下道主が当初期待したのは、田上山作所領という職務経験を生かした山作所との交渉及びそれにもなう料物出納の記帳（E）・（G）であった。

(二) 乙万呂は、(D) 解移牒符案の記帳でも中心的役割を果たしている。これは、(D) では発給文書案の記入に終始するためで、銭・食料雑物・鉄・鉄製品の出納に関する記帳（A）・（C）・（F）は道主が行なうという方針があったようである。道主には、帳簿を重要度に応じて序列化していた節がある。

(三) 五月初に山作所の作材が停止されると、乙万呂の記帳量も減少するが、反面、銭・食料雑物などの出納記帳（A）・（C）の機会が増えてくる。これは、政所業務を遂行する中で、道主からの信任が厚くなってきたためと思われ

る。

(四)Ⅳ期とⅥ期には、道主と乙万呂が石山を離れた関係で、記帳のほとんどは上馬養に委ねられている。馬養は、奉写石山院大般若経所（写経所）の案主として写経に従事していたが、記帳の実務に関しては練達の士であるため、道主の信を得て代役を果たすに至ったものと見られる。

(五)写経所では、二月十一日ごろから大般若経一部六〇〇巻の書写が開始されたが、充本は三月末で一旦終わり八月初まで見られなくなる。馬養に帳簿が委ねられたのは、この写経の休止期間に当たる。しかし、この間の写経所では、四月から七月にかけて観世音経一〇〇巻の書写が行なわれ、六月になると仏工と画工が造石山寺所の管下に入った関係で、造仏作業も進められることになった（七月上旬まで）。Ⅳ期の馬養は繁忙であったと思われる。

(六)八月五日に造営工事が終わると、作材や造営料関係の帳簿（E）・（F）・（G）・（H）の記帳もほぼ終了する。主要な任務を終えた道主と乙万呂は、大般若経書写を再開した写経所の業務に参加し、馬養と執務を共にして、（A）造寺料・（C）食物用帳の機能を受け継ぐ（I）米売価銭用帳・（J）写経所食物用帳を作成することになる。Ⅷ期の記帳は、道主・乙万呂・馬養の三者で分担しながら進められて行った。

(七)十二月初に大般若経の書写が終了すると馬養は奈良に戻るが、道主と乙万呂は同月下旬まで石山に残り残務整理に従事した。造石山寺所の関係帳簿は、道主によって奈良に持参され、なお必要事項の記入が行なわれたあととは、道主の手元に保管されたものと思われる。

このような記帳状況の中で注意されるのは、阿刀乙万呂の存在である。前記のように乙万呂は、記帳実務に従事しながら領位署にはその姓名を記さず、あえて必要ときには（C）食物用帳で見たように「注」を冠して書き入れるという措置がとられていた。それは、記帳責任者が下道主であり、乙万呂はその補佐役にすぎなかったからであろう。しかし、領位署には、道主とその代役を勤めた上馬養の姓名が加えられている例もあるので、道主と乙万呂の両者がそ

ここに並記されてもおかしくはないわけである。ところが、そうした箇所が全く認められないのは、記帳に従事する人物があらかじめ指定されていたこと、つまり造営関係は道主が、写経関係は馬養が記帳を行ない、相互に代役を果たすことがあっても第三者には記帳を委ねないという原則があったためと思われる。恐らく、それが両者の案主たる所以であり、帳簿や上日報告で領と称されても、他の領には付与されていない造東大寺司からの料物出納の記帳や造石山寺所発給文書の作成という権限を有していたのであろう。その意味で、乙万呂は記帳に関しては表に出せない存在であり、道主の裁量によって非公式に採用された、いわば私設の記帳要員と見ることができるのである。

案主や領という実務を担当する官人の間で、こうした内々の雇用関係もしくは業務協力が一般にあったのかどうか簡単には判断できないが、造石山寺所という造東大寺司の出先機関でこうした現実が存在したということは、官司機構の運営を考える上で留意すべき問題といわねばならない。

おわりに

本稿では、帳簿作成過程の一つである③記帳作業をとりあげ、筆蹟の観察を通して記帳担当者の判定と記帳状況について検討を加えた。加筆・追筆といった記帳後の修正には言及できなかったものの、当時の造石山寺所における記帳の様子については、ある程度見通せたのではないかと思う。次の課題は、①帳簿記事の素材の収集と整理、②帳簿用料物の入手と帳簿本体の作成という問題の解明になるが、①については史料的な制約があるため現状での考察は困難である。これに対し②の点、とりわけ帳簿用紙の入手については、造石山寺所の帳簿が多量の反故文書を使用している関係で先学の研究が蓄積されており、考察が可能な分野となっている。本稿で得られた知見をもとに、これらの反故文書の入手経路を検討すれば、先学とは異なる理解が得られるのではないかと思うが、その作業は稿を改めて果

たすこととした⁽⁸³⁾。

註

- (54) ただし、(B)造寺料雑物収納帳は前記のように二月二十七日条で閉じられ、三月以降の造寺料物の収納は別の帳簿(現存せず)に記されたようである。
- (55) (D)解移牒符案での共同記帳は、阿刀乙万呂(乙筆)が石山を離れるまでの期間である。
- (56) (A)造寺料銭用帳・(E)雑材并檜皮及和炭納帳・(F)鉄充并作上帳の正月〜三月の記事の中で、乙筆の主文・「右」記事に対する領位置に下道主(甲筆)が朱で名のみを記す例が散見する(表1参照)が、これらの場合も別途に作成されていた帳簿(旧帳)からの転記を、必要があつて道主が検校したことを示すためのものであろう。なお、(C)食物用帳の三月七日条の例は、(E)での自署で手にした朱筆をそのまま使用したことによるものか。
- (57) 石山寺から来た錢一貫の用残を記す(天平宝字)六年正月十六日付買漆銭用注文(統修四十一、五ノ五九ノ六〇)の日下には、上馬養が猪名部枚虫とともに自署を加え、その左には「主典安都宿祿」と記されているが、鷲森浩幸「天平宝字六年石山寺造営における人事システム——律令制官司の側面——」(『日本史研究』三五四、一九九二年)は、この注文より、馬養は正月十六日の段階で既に奈良の写経所を離れ石山寺の造営に従事していたと指摘する。
- (58) 「盛殿」とは経師らの食事の調理場をさすのであろうか。
- (59) (D)解移牒符案所載の三月十三日付奉写石山院大般若所請大舍人文案(十五ノ一六三〜一六四)、同月二十日付奉写石山大般若所解案(二五ノ一七〇〜一七二)などに、上馬養は案主として見える。
- (60) (C)食物用帳の二月八日、十一日条の領位置には馬養の姓「上」が記されているが、これは十日条に若滑海藻・醬・末醬・酢・黒米を経所に充てる記事があるように、書写作業の開始にともない食料雑物の一部を造石山寺所に仰ぐ必要があつたためと思われる。なお、写経所と造石山寺所の料物は区別されていた。大般若経の書写については、横田拓美「奈良時代における石山寺の造営と大般若経書写」(石山寺文化財総合調査団『石山寺の研究』一切経篇、所収、法蔵館、一九七

八年）で検討が加えられているが、以下本稿でも必要に応じて書写の経過や写経所の動向に言及する。

(61) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」『東洋文化』六〇、一九八〇年）によると、告朔には月別と季別があり、造石山寺所の季別の告朔は所管官司の造東大寺司に向けて出されていたこと、季別の告朔には雑物出納の項目が設けられ決算報告の形式をとっていたことが指摘されている。決算報告であれば、内容に関する質疑応答があったものと推測される。

(62) 造石山寺所の政所の存在については、六年五月二日付石山政所符案(D)、十五ノ一九八より知ることができ、写経所のものについては明らかでない。岡藤氏は、下道主と上馬養は造石山寺所の政所で作業に従事していたと想定されている（前掲註(2) 著書五一二ページ）。

(63) この間の写経事業については、拙稿「天平宝字二年における御願経三六〇〇巻の書写——全体像の把握のために——」『正倉院文書研究』3・4、一九九五、九六年）、「天平宝字四ノ五年における一切経の書写——関係史料の整理と全体像の検討——」『南都仏教』五九・六〇、一九八八年）を参照。

(64) 福山前掲注(2) 論文では、作物停止の理由を雨季に入ったためであろうかとする。

(65) 後掲の八月二十七日付造石山院所労働文案による。

(66) 福山前掲注(2) 論文では、造営事業の総決算書とされる天平宝字六年閏十二月二十九日付造石山寺所解(案)（秋季告朔）（続々修四十五ノ七裏、十六ノ二一九ノ二二二〇、続々修四十五ノ七、十六ノ二二二ノ二二五、続修後集四十二、十五ノ一二七、続々修四十五ノ五裏、十六ノ二二九ノ二二二〇、二二二ノ二二五〇、二五一ノ二五二、続修三十五裏、十六ノ一九一〇一三ノ一九五八、一九九〇五ノ二〇一、一九五〇九ノ一九七六、一八六ノ一九一〇一三、続修三十六裏、十六ノ二〇一ノ二〇八〇三、続修三十五裏、十六ノ一九七〇七ノ一九九四、続々修四十五ノ六、十六ノ二二七ノ二二九、続修三十六裏、十六ノ二〇八〇四ノ二一一、続修後集三十四裏、五ノ三三五ノ三五四。復原の一部は、福山前掲注(2) 論文、岡藤前掲注(2) 著書一三八ノ一五四ページによる）の中で、「仏工伍拾捌人院三綱所遷受以来役單」（五ノ三四一）と記されていることから、従来石山寺の三綱所の下で行なわれていた造像は六月から造石山寺所に引き継がれたと推定する。実際に造像を担当したのは、本文で述べたように写経所であった。

(67) (C)食物用帳の七月二十九日、八月六日の各条で、阿刀乙万呂が位署に「注阿刀乙万呂」と姓名を加えるのは前記の通りである。恐らくこの間、造営事業の終了をひかえた下道主の仕事が繁忙になっていったのであろう。(F)鉄充并作上帳の七月二十三日、八月三日の各条が正文のみであるのもこうした事情によるもので、こちらの方は、造営事業の終了後に道主が一括して書き上げたようである。

(68) 秋季告朔では、五年十二月十四日から六年八月五日までの「請用雑物并作物及散役等」(五ノ三五三ノ三五四)が報告されている。

(69) 夏季告朔の進上は遅れたらしく、(D)解移牒符案所載の七月二日付造石山院所解案(十五ノ二一九ノ二二〇)には、「告朔者依未畢不得進上然以月三日持將參上」と記されている。

(70) 吉田孝「律令時代の交易」(同『律令国家と古代の社会』所収、岩波書店、一九八三年。初出は一九六五年)。

(71) (A)造寺料銭用帳の九月十九日条には、奈良への残材漕運料として下充された錢一二貫二六〇文のうち四貫二六〇文は「経所米売直内」(十五ノ四四五)と記されているが、同帳の八月八日条には同額の料銭が「経所米売内」「経所米売価内」(五ノ三六八ノ三六九)から下充されており、九月十九日条のものは重出記事であることがわかる。

(72) 「第二札」の「札」を、東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」(同『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房、一九七七。初出は一九七四年)、「札」と「札」(同『日本古代木簡の研究』所収、塙書房、一九八三年。初出は一九七八年)は木簡もしくは木簡の記録を一旦紙に写しとったものをさす語とし、角林文雄「木簡を意味する文字」(同『日本の政治と経済』所収、吉川弘文館、一九八九年。初出は一九七七年)は帳と同義語とするが、本文で述べた(A)造寺料銭用帳と(I)米売価銭用帳の関係を念頭にすれば、この場合の「札」は帳の意と見た方がよいように思われる。

(73) (A)造寺料銭用帳の八月八日条では、奈良への雑材漕運料四貫二〇〇文と津神祭料六〇文が下充され(五ノ三六八ノ三六九)、八月九日付で漕運を請け負う日佐真月土師石国等解(造石山寺所雑様手実内、正集六、五ノ二六一)と雑材の内訳を記した高島山作所漕材注文(同上内、続々修四十五ノ六、五ノ二六二ノ二六五)が作成されている。

(74) (J)写経所食物用帳の九月から十一月にかけての各条の中で、正文・「右」記事とも乙筆にかかるものの領位署に「注阿

刀乙万呂」との書き込みがなされている（表1参照）。同様の例は(C)食物用帳の七月二十九日～八月六日の各条でも認められるが、恐らくこれを契機として、乙筆が主文・「右」記事を書く場合には領位置に乙万呂の名を注記するようになったのであろう。もっともそれは、食物用帳に限ったことかもしれない。

(75) 奉写灌頂経料銭用帳（統々修十ノ六、十六ノ一七～二二）、奉写灌頂経料雑物下帳（統々修十ノ五、十六ノ二二～二四）を参照。

(76) 奉写灌頂経料銭用帳、奉写灌頂経所食口案（統々修十ノ七、十六ノ二五～三三、統修三十一裏、十六ノ三三～三五、統々修四十ノ五、十六ノ三五～四〇、統修四十七裏、十六ノ四一～四二、統修別集八裏、十六ノ四三～四四、統々修四十ノ五、十六ノ四四～四八、中間欠、統々修四十三ノ十六裏、十六ノ四八～五〇。復原の一部は『大日本古文書』による）を参照。

(77) 灌頂経一二部一四四卷書写に続いて行なわれた大般若経二部一二〇〇卷書写でも、下道主と上馬養は案主として従事している。奉写二部大般若経雑物納帳（統々修四ノ八、五ノ三〇〇～三〇二、統修四十一、五ノ三〇二～三〇六、統々修四十三ノ二十、十六ノ二二～二九。復原の一部は『大日本古文書』による）を参照。

(78) 西前掲注(2)論文を参照。

(79) 石山写経所の帳簿の中で伝来したのは、石山院大般若経充本帳・(I)米売價錢用帳・(J)写経所食物用帳の三点である。このうち(I)・(J)は、本文で言及したように(A)造寺料銭用帳・(C)食物用帳の機能を受け継ぐ帳簿であるので、下道主の管理下に置かれていたようであるが、充本帳は上馬養が保管していたものである。写経や造仏にかかわる写経所の帳簿は馬養の手に置かれていたはずであるが、その大半が失われ、道主の保管する造営関係の帳簿が残ったのは、奈良の写経所に於ける両者の帳簿管理のあり方を反映するものとして興味深いところがある。

(80) 八月二十七日付の造石山院所労働文案によると、造石山寺所の案主は下道主だけであり、他の九人の領とは区別して記されている。案主は、この下道主と写経所の上馬養の二人だけのようである。

(81) 前記のように、七月末以降阿刀乙万呂の姓名も帳簿に現われるが、それは領位置の枠外に注記するという体裁をとる（図

1(5)参照)。乙万呂は正式の記帳担当者でないことを示すためであろう。

(82) 東野前掲注(72) 論文では、帳簿記事の素材として木簡の存在が指摘されているが、木簡と帳簿を繋ぐ研究はまだ本格化していない。

(83) この作業は、拙稿「造石山寺所の帳簿に使用された反故文書」(皆川完一編『古代中世史料学研究』上巻所収、吉川弘文館、一九九八年)で行なった。

(一九九七年五月成稿 同年九月・九八年七月補訂)